

第 9 3 号議案

足立区特別区税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 6 月 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特別区税条例等の一部を改正する条例

(足立区特別区税条例の一部改正)

第 1 条 足立区特別区税条例（昭和 3 9 年足立区条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

付則第 3 条の 5 の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(区民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第 1 項中「居住年」の次に「(次条において「居住年」という。)」を加え、同条第 3 項中「区民税の納税通知書が送達された後に区民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに区民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、区長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

第 3 条の 5 の 2 平成 2 2 年度から平成 3 5 年度までの各年度分の個人の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 4 1 条又は第 4 1 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（居住年が平成 1 1 年から平成 1 8 年まで又は平成 2 1 年から平成 2 5 年までの各年である場合に限る。）において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 1 8 条及び第 1 8 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第 2 3 条第 1

項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）

（2） 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第20条及び第20条の2第1項の規定の適用については、第20条中「前3条」とあるのは「前3条及び付則第3条の5の2第1項」と、第20条の2第1項中「第18条から前条まで」とあるのは「第18条から前条まで及び付則第3条の5の2第1項」とする。

付則第4条第2項中「付則第3条の5第1項」の次に「、付則第3条の5の2第1項」を加える。

付則第7条第3項第2号中「、付則第3条の5第1項」の次に「、付則第3条の5の2第1項」を加え、「第19条第1項前段」を「第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第7条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」に、「及び付則第3条の5第1項」を「、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項」に改める。

付則第9条第3項第2号中「、付則第3条の5第1項」の次に「、

付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項」を加え、「及び付則第 3 条の 5 第 1 項」を「、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項」に改める。

付則第 10 条第 1 項中「第 35 条第 1 項」の次に「、第 35 条の 2 第 1 項」を加え、同条第 3 項第 2 号中「、付則第 3 条の 5 第 1 項」の次に「、付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項」を加え、「及び付則第 3 条の 5 第 1 項」を「、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項」に改める。

付則第 11 条第 1 項及び第 2 項中「平成 21 年度」を「平成 26 年度」に改め、同条第 3 項中「第 35 条」を「第 35 条の 2」に、「第 37 条の 9 の 4」を「第 37 条の 9 の 5」に改める。

付則第 12 条第 5 項第 2 号中「、付則第 3 条の 5 第 1 項」の次に「、付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項」を加え、「及び付則第 3 条の 5 第 1 項」を「、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項」に改める。

付則第 13 条第 2 項第 2 号中「、付則第 3 条の 5 第 1 項」の次に「、付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項」を加え、「及び付則第 3 条の 5 第 1 項」を「、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項」に改める。

付則第 13 条の 2 の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第 1 項中「という。）」の次に「又は同条第 1 項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）」を、「当該特定管理株式」の次に「又は特定保有株式」を加える。

付則第 14 条第 2 項及び第 6 項中「第 37 条の 12 の 2 第 5 項」を「第 37 条の 12 の 2 第 11 項」に改める。

付則第 14 条の 2 第 1 項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第 2 項第 2 号中「、付則第 3 条の 5 第 1 項」の次に「、付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項」を加え、「及び付則第 3 条の 5 第 1 項」を「、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項」に改める。

付則第 14 条の 4 第 2 項第 2 号中「、付則第 3 条の 5 第 1 項」の次に「、付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項」を加え、「及び付則第 3 条の 5 第 1 項」を「、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項」に改め、同条第 5 項第 2 号中「、付則第 3 条の 5 第 1 項」の次に「、付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項」を加え、「及び付則第 3 条の 5 第 1 項」を「、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項」に改める。

(足立区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 足立区特別区税条例の一部を改正する条例（平成 20 年足立区条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

付則第 1 条第 1 号中「次条第 22 項及び第 23 項」を「次条第 20 項及び第 21 項」に改め、同条第 3 号中「第 16 項」を「第 14 項」に改め、同条第 4 号中「次条第 17 項から第 21 項まで」を「次条第 15 項から第 19 項まで」に改める。

付則第 2 条第 5 項中「第 41 条の 18 の 3」の次に「に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業」を加え、「第 41 条の 18 の 2 第 1 項」の次に「に規定する特定地域雇用等促進法人が行う地域再生法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 36 号）附則第 2 条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 2 条の規定による改正前の地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 3 項第 3 号に規定する事業」を加え、同条第 9 項各号列記以外の部分中「平成 22 年 12 月 31 日」を「平成 23 年 12 月 31 日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の 100 分の 1.8」に改め、同項各号を削り、同条第 12 項中「（次項及び第 15 項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）」を削り、同条中第 13 項を削り、第 14 項を第 13 項とし、第 15 項を削り、第 16 項を第 14 項とし、第 17 項を第 15 項とし、同条第 18 項各号列記以外の部分

中「平成２２年１２月３１日」を「平成２３年１２月３１日」に、「平成２０年改正令附則第７条第１１項」を「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成２０年政令第１５２号）附則第７条第１０項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例付則第１３条第２項の規定により読み替えて適用される新条例第１７条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の１００分の１．８」に改め、同項各号を削り、同項を同条第１６項とし、同条第１９項中「第２条第１８項」を「第２条第１６項」に改め、同項を同条第１７項とし、同条第２０項中「第１８項」を「第１６項」に改め、同項を同条第１８項とし、同条第２１項中「第１８項」を「第１６項」に改め、同項を同条第１９項とし、同条中第２２項を第２０項とし、同条第２３項中「平成２２年１２月３１日」を「平成２３年１２月３１日」に改め、同項を同条第２１項とする。

付 則

（施行期日）

第１条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （１） 第１条中足立区特別区税条例付則第３条の５の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第１項の改正規定、同条の次に１条を加える改正規定並びに同条例付則第４条第２項、付則第７条第３項第２号、付則第９条第３項第２号、付則第１０条第３項第２号、付則第１２条第５項第２号、付則第１３条第２項第２号、付則第１３条の２、付則第１４条、付則第１４条の２第２項第２号及び付則第１４条の４の改正規定 平成２２年１月１日

(2) 第1条中足立区特別区税条例付則第3条の5第3項、付則第10条第1項及び付則第11条第3項の改正規定並びに次条の規定 平成22年4月1日

(3) 第1条中足立区特別区税条例付則第14条の2第1項の改正規定 平成23年1月1日

第2条 第1条の規定による改正後の足立区特別区税条例付則第3条の5第3項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成21年度分までの個人の区民税に係る同項に規定する区民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除を拡充するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。